

宮津市公報

平成29年11月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

26 宮津市B & G海洋センター条例	1
27 宮津市福祉・教育総合プラザ条例	3
28 重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例	6
29 宮津市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例	6
30 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	6
31 宮津市保健センター条例を廃止する条例	6
32 宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例	6
33 宮津市立図書館条例の一部を改正する条例	7

規 則

16 宮津市福祉・教育総合プラザ条例の一部の施行期日を定める規則	7
17 宮津市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	7

告 示

126 宮津市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱	8
127 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（インフルエンザ）	8
128 宮津市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	9

公 告

47 条件付一般競争入札の実施（丹後由良ターミナルセンター外壁等改修工事）	9
48 宮津市の公共施設に設置する自動販売機設置者の公募による入札の選定	12
49 世屋高原家族旅行村の指定管理者の募集	17
50 公示送達	18
51 農用地利用集積計画の縦覧	18
52 宮津市人事行政の運営等の状況の公表	18
53 公示送達	23

教 育 委 員 会

《規 則》

3 宮津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則	23
4 宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則	24

《告 示》

14 宮津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱	24
15 宮津市教育委員会定例会の招集	26
16 宮津市教育委員会定例会の招集時間の変更	26

———— 選挙管理委員会 ————

《告 示》

- 14 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 …………… 27
- 15 有権者総数の50分の1の数 …………… 27
- 16 有権者総数の3分の1の数 …………… 27
- 17 有権者総数の6分の1の数 …………… 27
- 18 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所 …………… 27
- 19 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所 …………… 28
- 20 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所を閉じる時刻の繰上げ …………… 28
- 21 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理の選任 …………… 29
- 22 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時 …………… 29
- 23 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者の選任 …………… 30
- 24 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所 …………… 30
- 25 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所 …………… 30
- 26 衆議院議員総選挙において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における期日前投票所 …………… 30
- 27 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任 …………… 30
- 28 京都海区漁業調製委員会委員選挙人名簿の縦覧 …………… 31

———— 農 業 委 員 会 ————

《告 示》

- 14 宮津市農業委員会総会の招集 …………… 31

宮津市公報

平成29年11月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

26 宮津市B & G海洋センター条例	1
27 宮津市福祉・教育総合プラザ条例	3
28 重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例	6
29 宮津市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例	6
30 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	6
31 宮津市保健センター条例を廃止する条例	6
32 宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例	6
33 宮津市立図書館条例の一部を改正する条例	7

規 則

16 宮津市福祉・教育総合プラザ条例の一部の施行期日を定める規則	7
17 宮津市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	7

告 示

126 宮津市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱	8
127 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（インフルエンザ）	8
128 宮津市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	9

公 告

47 条件付一般競争入札の実施（丹後由良ターミナルセンター外壁等改修工事）	9
48 宮津市の公共施設に設置する自動販売機設置者の公募による入札の選定	12
49 世屋高原家族旅行村の指定管理者の募集	17
50 公示送達	18
51 農用地利用集積計画の縦覧	18
52 宮津市人事行政の運営等の状況の公表	18
53 公示送達	23

教 育 委 員 会

《規 則》

3 宮津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則	23
4 宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則	24

《告 示》

14 宮津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱	24
15 宮津市教育委員会定例会の招集	26
16 宮津市教育委員会定例会の招集時間の変更	26

———— 選挙管理委員会 ————

《告 示》

- 14 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所 …………… 27
- 15 有権者総数の50分の1の数 …………… 27
- 16 有権者総数の3分の1の数 …………… 27
- 17 有権者総数の6分の1の数 …………… 27
- 18 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所 …………… 27
- 19 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所 …………… 28
- 20 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所を閉じる時刻の繰上げ …………… 28
- 21 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理の選任 …………… 29
- 22 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時 …………… 29
- 23 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者の選任 …………… 30
- 24 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所 …………… 30
- 25 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所 …………… 30
- 26 衆議院議員総選挙において在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における期日前投票所 …………… 30
- 27 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任 …………… 30
- 28 京都海区漁業調製委員会委員選挙人名簿の縦覧 …………… 31

———— 農 業 委 員 会 ————

《告 示》

- 14 宮津市農業委員会総会の招集 …………… 31

条 例

宮津市B&G海洋センター条例をここに公布する。

平成29年10月3日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第26号

宮津市B&G海洋センター条例

(設置)

第1条 スポーツを通じて青少年の健全育成及び観光の振興を図る施設として、宮津市B&G海洋センター（以下「センター」という。）を宮津市宇田井337番地の1に設置する。

(指定管理者による管理)

第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせる。

- (1) センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 次条第1項の使用の許可及び第8条第1項の許可に関する業務
- (3) その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務

(使用の許可)

第3条 センターを使用しようとする者は、指定管理者（前条第2号に掲げる業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、市長。以下この条、次条、第8条及び第10条において同じ。）にその許可（以下「使用の許可」という。）を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用の許可に際し条件を付すことができる。
- 3 指定管理者は、センターの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
 - (3) 管理上支障があるとき。
 - (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(許可の取消し等)

第4条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この条例、規則又は指定管理者の指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (3) 災害その他不可抗力の理由により使用ができなくなったとき。
- (4) その他指定管理者がやむを得ないと認めたとき。

- 2 前項第1号から第3号までに該当し、同項の規定による措置によって使用者に損害が生じることがあつても、指定管理者はその責めを負わない。

(利用料金等)

第5条 使用者は、指定管理者にその使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、使用の許可を受けると同時に支払わなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準によりその全部又は一部を還付することができる。

5 使用者は、市長が使用の許可を行ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、利用料金の額と同額の使用料を市に納付しなければならない。この場合において、使用料の納付時期、還付及び減免については、利用料金の例によるものとする。

(利用料金の減免)

第 6 条 指定管理者は、規則で定める基準により別表 1 の項の表の利用料金を減免することができる。

(開館時間等)

第 7 条 センターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(特別の設備)

第 8 条 使用者は、センターの使用に際し、特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の許可について準用する。

3 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

4 使用者は、センターの使用が終わったとき、又は使用の許可が取り消されたときは、第 1 項又は前項に規定する設備を撤去し、原状に復さなければならない。ただし、相当の事情があると指定管理者が認めた場合においては、原状回復に要すると指定管理者が認める費用の負担をもって、これに代えることができる。

(目的外使用等の禁止)

第 9 条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(遵守事項)

第 1 0 条 センターを使用する者は、センター内の規律を守り、この条例、規則その他指定管理者の指示に従わなければならない。

(賠償責任)

第 1 1 条 センターを使用する者は、センターの施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しなければならない。

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第 1 3 条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 第 5 条第 2 項の規定による利用料金の額の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

別表（第 5 条関係）

1 体育館の利用料金の上限の額

使用施設及び区分		上限額	
体育館	高校生以下の者	1 時間につき	500 円
	一般	1 時間につき	1,000 円

備考 1 区分は、主たる使用者により行う。

2 「高校生」とは、高等学校又は高等専門学校の生徒又は学生及びこれらの者に準じる者をいう。

3 「一般」とは、高校生以下の者以外の者をいう。

4 入場料その他これに類する料金を徴収し、又は営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金の上限額は、この表に定める額の5倍の額とする。

2 体育館冷暖房装置利用料金の上限の額

区分	上限額
冷房料	1時間につき 1,000円
暖房料	1時間につき 1,000円

* * *

宮津市福祉・教育総合プラザ条例をここに公布する。

平成29年10月3日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第27号

宮津市福祉・教育総合プラザ条例

(設置)

第1条 子育て支援をはじめ市民の健康及び福祉の増進並びに教育・文化の振興に資するため、宮津市福祉・教育総合プラザ（以下「プラザ」という。）を宮津市宇浜町3012番地に設置する。

(施設の構成)

第2条 プラザは、次に掲げる施設その他当該施設に付随するものをもって構成する。

- (1) 子育て支援センター
- (2) 障害者生活支援センター
- (3) 図書館
- (4) コミュニティルーム
- (5) クッキングルーム
- (6) 浜町ギャラリー

(事業)

第3条 プラザ（図書館を除く。以下同じ。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 障害者（児）の自立支援及び社会参加に関すること。
- (3) 高齢者等の介護予防に関すること。
- (4) 健康の保持及び増進に関すること。
- (5) 生涯学習に関すること。
- (6) 文化活動に関すること。
- (7) 多世代交流に関すること。
- (8) その他市長が必要と認めること。

(使用の許可)

第4条 第2条第4号から第6号までに掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、プラザの管理上必要があると認めるときは、前項に規定する使用の許可（以下「使用の許可」という。）に際し条件を付することができる。

3 市長は、第1項に規定する使用が次の各号（浜町ギャラリーにあっては第3号を除く。）のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 営利を図る目的で使用するおそれがあるとき。

- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。
(許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは中止させることができる。

- (1) 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。
- (3) 災害その他不可抗力の理由により使用できなくなったとき。
- (4) その他市長がやむを得ないと認めたとき。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、後納とすることができる。

- 2 既納の使用料は還付しない。ただし、市長は、規則の定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。
- 3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(開館時間等)

第7条 プラザの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(特別の設備)

第8条 使用者は、プラザの使用に際し、特別の設備をしようとするときは、使用の許可と同時に、市長の許可を受けなければならない。

- 2 第4条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。
- 4 使用者は、プラザの使用が終わったとき、又は使用の許可が取り消されたときは、第1項又は前項に規定する設備を撤去し、原状に復さなければならない。ただし、相当の事情があると市長が認めた場合においては、原状回復に要すると市長が認める費用の負担をもって、これに代えることができる。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に使用し、又はその使用の権限を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(遵守事項)

第10条 プラザを利用する者（使用者を含む。以下同じ。）は、プラザ内の規律を守り、この条例、規則その他市長の指示に従わなければならない。

(賠償責任)

第11条 プラザを利用する者は、プラザの施設又は設備等を損傷し、又は滅失させたときは、市長が定める額を賠償しなければならない。

(雑則)

第12条 この条例に定めるもののほか、図書館に関しては、別に定めるところによる。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第14条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成29年11月27日から施行する。ただし、図書館に関する部分は、規則で定める日から施行する。

別表（第6条関係）

1 プラザ使用料

使用施設		使用時間区分		
		午前9時から午後10時まで	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
第1コミュニティルーム	2分の1を使用する場合	3,000円	1,000円	1,200円
	全面を使用する場合	6,000円	2,000円	2,400円
第2コミュニティルーム		2,400円	800円	1,000円
第3コミュニティルーム		1,300円	500円	600円
第4コミュニティルーム		6,000円	2,000円	2,400円
第5コミュニティルーム		2,400円	800円	1,000円
クッキングルーム		4,000円	1,500円	1,800円
浜町ギャラリー		1日（午前10時から午後8時まで）につき 500円		

備考

- 1 浜町ギャラリーについては、入場料その他これに類する料金を徴収し、又は、営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 2 使用時間の超過及びこの表に掲げていない場所の使用については、市長が別に定める基準による使用料を徴収する。

2 プラザ冷暖房装置使用料

使用施設		使用時間区分		
		午前9時から午後10時まで	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
第1コミュニティルーム	2分の1を使用する場合	2,100円	700円	800円
	全面を使用する場合	4,200円	1,400円	1,600円
第2コミュニティルーム		1,800円	600円	700円
第3コミュニティルーム		900円	300円	400円
第4コミュニティルーム		4,200円	1,400円	1,600円
第5コミュニティルーム		1,800円	600円	700円
クッキングルーム		1,800円	600円	700円

備考

- 1 冷暖房装置を使用するときは、この表の料金を徴収する。
- 2 使用時間を超過した場合は、市長が別に定める基準による使用料を徴収する。

* * *

重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月 3 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第28号

重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例

重要な公の施設に関する条例（平成2年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

(12) 宮津市福祉・教育総合プラザ

附 則

この条例は、平成29年11月27日から施行する。

————— * * * —————

宮津市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月 3 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第29号

宮津市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

宮津市福祉事務所設置条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中「本町789番地」を「浜町3012番地」に改める。

附 則

この条例は、平成29年11月27日から施行する。

————— * * * —————

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月 3 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第30号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第1号被保険者、当該第1号被保険者」を「被保険者、被保険者」に、「世帯主等」を「被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市保健センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年10月 3 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第31号

宮津市保健センター条例を廃止する条例

宮津市保健センター条例（昭和62年条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年11月27日から施行する。

————— * * * —————

宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月 3 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第32号

宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第38条及び第39条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月3日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第33号

宮津市立図書館条例の一部を改正する条例

宮津市立図書館条例（昭和32年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「鶴賀2164番地」を「浜町3012番地」に改める。

第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（開館時間等）

第2条 図書館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

附則に次の1項を加える。

- 3 廃止前の宮津市立前尾記念文庫条例（昭和58年条例第24号）に基づき保存していた寄贈図書その他郷土資料は、図書館に移管した上で、一般の利用に供するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
（宮津市立前尾記念文庫条例の廃止）
- 2 宮津市立前尾記念文庫条例（昭和58年条例第24号）は、廃止する。

規 則

宮津市福祉・教育総合プラザ条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年10月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第16号

宮津市福祉・教育総合プラザ条例の一部の施行期日を定める規則

宮津市福祉・教育総合プラザ条例（平成29年条例第27号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成29年11月27日とする。

* * *

宮津市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年10月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第17号

宮津市立図書館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

宮津市立図書館条例の一部を改正する条例（平成29年条例第33号）の施行期日は、平成29年11月27日とする。

告 示

宮津市告示第126号

宮津市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年10月10日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市多面的機能支払交付金交付要綱の一部を改正する要綱
宮津市多面的機能支払交付金交付要綱（平成27年告示第128号）の一部を次のように改正する。
第4条中「当該各号に定める額」の次に「以内の額」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年度の交付金から適用する。

＊ ＊ ＊

宮津市告示第127号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成29年10月16日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 接種日において年齢が65歳以上の者
 - (2) 接種日において年齢が60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (5) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 1,500円
ただし、生活保護世帯に属する者は免除することができる。
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	接種医師の氏名	予防接種を行う場所
石井 靖隆	日置診療所 府中診療所	宮地 高弘 宮地 道弘	宮地医院
味見 真弓	味見診療所	山根 行雄	山根医院
今出 陽一朗	今出クリニック	伊藤 剛	いとうクリニック
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院	伊藤 邦彦	伊藤内科医院
曾根 淳史	宮津武田病院	岩破 淳郎	いわさく診療所
坂野 勉		岩破 康二	岩破医院
小柳 博彦		大森 斎	大森内科診療所
中村 智樹		衣川 磐	衣川整形外科医院
石黒 稔		木村 進	木村内科クリニック
荒川 昌昭			
中川 長雄	中川医院	須川 典亮	須川医院
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック	鳥居 剛	鳥居クリニック
今井 敏雄	浪江医院	日置 潤也	日置医院
浪江 和生		山添 一郎	やまぞえこどもクリニック

西原 寛	西原医院	石野 秀岳	伊根診療所
堀川 義治	宮津市由良診療所	宮地 道広	本庄診療所
林 信昌	養老診療所		

7 予防接種を行う期間 平成29年10月16日から平成29年12月15日まで

* * *

宮津市告示第128号

宮津市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年11月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱（平成27年告示第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「自然災害を」の次に「府内で」を加え、同号に次のように加える。

ウ ア及びイに準じる自然災害として市長が別に定めるもの

第2条中第20号を第21号とし、同条第19号中「前2号」を「第17号及び第18号」に改め、「限る。）」の次に「並びに前号に掲げる経費」を加え、同号を同条第20号とし、同条第18号の次に次の1号を加える。

(19) 住宅再建融資返済経費 新築・購入費又は補修費の支出について、独立行政法人住宅金融支援機構による災害復興住宅融資を利用した場合のその返済(当該融資の貸付の実行日から5年以内(元金の据置期間を含む。))で、当該融資の利息の支払に係る期間に行われたものに限る。)に要する経費(当該融資に係る利息に相当する額に限る。)をいう。

第4条第1項中「別表のとおり」を「住宅再建経費及び住宅再建関連経費にあつては別表のとおりとし、住宅再建融資返済経費にあつては第2条第1号ウに該当する大規模自然災害により被害を受けた被災住宅の居住者が属する世帯の世帯主を支援対象者とする住宅再建融資返済経費及び当該経費の額」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付要綱の規定は、平成29年9月16日以後に発生した災害について適用する。

公 告

宮津市公告第47号

条件付一般競争入札の実施について

丹後由良ターミナルセンター外壁等改修工事（宮企環第1号）の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年10月3日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 丹後由良ターミナルセンター外壁等改修工事
- (2) 工事番号 宮企環第1号
- (3) 工事場所 宮津市由良地内
- (4) 工事概要 外壁サイディングボード張替205.0㎡

屋根ガルバリウム鋼板葺替118.9㎡

待合室空調機等設置一式

(5) 工事期間 契約日の翌日から平成30年2月20日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市総務部財政課（管財契約係）

宮津市役所本館3階

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話番号 0772-45-1611

FAX番号 0772-25-1691

E-mail kanzai@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 許可の種類 建築一式工事業に係る建設業の許可

(2) 許可業種 建築一式工事

(3) 総合評定値 640点以上

(建築一式工事に係る経営事項審査に基づく総合評定値P)

(4) 配置予定技術者 主任技術者として「建築一式工事」に係る主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者と、営業線近接工事の工事管理者の資格者を工事現場に専任で配置できること。

(5) 工事管理者 鉄道の営業線近接工事保安関係標準指方書（在来線）の適用範囲内の営業線近接工事に係る工事管理者（在来線）の資格者（WILLER TRAINS株式会社又は北近畿タング鉄道株式会社の技能確認・特情教育済）を有すること。また、同工事管理者を工事現場に配置できること。

(6) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）

(2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

ア 3に掲げる建設業許可証明書の写し

イ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）

ウ 営業所一覧表

エ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

オ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

(ア) エの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及びそれらの工事の内容が確認できる図書等の写し

- (イ) エの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し
- (ウ) 工事管理者（在来線）の資格認定証の写し（WILLER TRAINS株式会社又は北近畿タンゴ鉄道株式会社の技能確認・特情教育済であることが分かるもの）

5 入札手続等

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間
平成29年10月3日(火)から平成29年10月13日(金)までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日、祝日等閉庁日を除く。）
※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。
- (2) 設計図書等の閲覧期間
平成29年10月3日(火)から平成29年10月18日(水)までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日、祝日等閉庁日を除く。）
閲覧場所 2に示す担当課に同じ
※設計図書等は、宮津市ホームページに掲載する。
- (3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付
平成29年10月4日(水)から平成29年10月13日(金)までの午前9時から午後5時まで（期間中の土曜日、日曜日、祝日等閉庁日を除く。）
ただし、郵送の場合は平成29年10月13日(金)の午後4時までに必着とする。
- (4) 質問の受付
設計図書等に関する質問
平成29年10月18日(水)まで
ただし、郵送の場合は平成29年10月18日(水)の午後4時までに必着とする。
- (5) 回答の閲覧
設計図書等に関する回答
平成29年10月20日(金)に宮津市ホームページに掲載する。
※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。
- (6) 入札日時及び場所
平成29年10月25日(水) 午前10時
宮津市役所本館南棟1階第2会議室
- (7) その他
入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないこととする。

- (1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

- (1) 入札は、出席者のみによって行い、執行回数は3回以内とする。
- (2) 代理人により入札しようとするときは、委任状を入札前に提出すること。
- (3) 郵便による入札は認めない。
- (4) 入札金額は「千円止め」とする。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。
ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

- イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。
- ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。
- エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。
- オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。
- カ その他入札条件に違反したとき。
- キ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。
- ク 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

10 予定価格

予定価格は、14,990,400円（消費税含む。）とする。

11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (1) 入札保証金については、免除とする。
- (2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

12 支払条件

(1) 前払金

請負代金の額の4割以内とする。

（中間前金払として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。）

(2) 部分払

部分払いは、3回までとする。

13 その他

- (1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。
- (2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。
※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

* * *

宮津市公告第48号

宮津市の公共施設に設置する自動販売機設置者を公募による入札によって選定することについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告します。

平成29年10月10日

宮津市長 井上正嗣

1 入札物件

設置施設：宮津市字浜町3012番地

宮津市福祉・教育総合プラザ（宮津阪急ビル（宮津シーサイドマーケットMipple）3階・4階）

物件番号	設置場所	設置場所の寸法 上段：幅 下段：奥行	設置台数	最低年額 使用料	回収ボックス	特記仕様	担当部署
1	宮津市福祉・教育総合プラザ コミュニティスペース (宮津阪急ビル3階)	2.00m以内 1.00m以内	1台	24,000円	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・カップ式自動販売機であること。 ・蓋付機能が搭載されていること。 ・コーヒーはドリップ式であること。 ・給水にあたって水道工事が不要であること。 ・販売品目は20品目以上とすること。 	教育委員会 事務局 社会教育課 社会教育係 (0772-45-1642)
2	宮津市福祉・教育総合プラザ コミュニティスペース (宮津阪急ビル3階)	2.00m以内 1.00m以内	1台	24,000円		<ul style="list-style-type: none"> ・蓋付きの容器(ペットボトル、缶、ビン)専用の自動販売機であること。 ・販売品目は15品目以上とすること。 	
3	宮津市福祉・教育総合プラザ エレベーターホール (宮津阪急ビル4階)	2.00m以内 1.00m以内	1台	24,000円	必要	<ul style="list-style-type: none"> ・紙パック容器専用の自動販売機であること。 ・販売品目は12品目以上とすること。 	健康福祉部 地域福祉介護課 地域福祉係 (0772-45-1618)

- (1) 使用済容器は、自動販売機設置業者の責任で適正に回収すること。
- (2) 設置場所は、自動販売機設置位置図のとおり
- (3) 設置場所の寸法には放熱スペース、回収ボックスのスペースを含む。

施設の概要：次のとおり（予定）

	施設の構成等	開設時間	休業日
3階	図書館	10:00～20:00	月曜日、毎月最終木曜日、年末年始
	第1～第3コミュニティルーム(貸館)	9:00～22:00	年末年始
	浜町ギャラリー(貸館)	10:00～20:00	年末年始
4階	子育て支援センター	9:00～16:30	木曜日、年末年始
	障害者生活支援センター	9:00～18:00	年末年始
	第4・第5コミュニティルーム(貸館)	9:00～22:00	年末年始
	行政執務室(健康福祉部・教育委員会事務局)	8:30～17:15	土・日曜日、祝祭日、年末年始

※「年末年始」とは、12月29日から翌年1月3日までの期間とする。

2 入札参加資格要件

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす法人又は個人に限り入札に参加することができる。

- (1) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によるとされている同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ないもの

キ 入札申込書等入札参加資格の確認に必要な書類を提出する時に地方税を滞納している者

ク 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に

- 関して不正の行為をした日から2年を経過していない者
- ケ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した日から2年を経過していない者
- コ 自販機設置者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた日から2年を経過していない者
- サ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた日から2年を経過していない者
- シ 正当な事由がなく契約を履行しなかった日から2年を経過していない者
- ス クからシまでのいずれかに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した日から2年を経過していない者
- (2) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は当該団体に属する者でないこと。
- 3 入札条件等
- (1) 自動販売機設置スペースの使用許可期間
- ア 設置スペースの使用許可の期間（以下「設置許可期間」という。）は、平成29年11月27日から平成30年3月31日までとする。
- イ アに定める期間の利用状況等を踏まえ、引き続き設置していくことが適当と認められるときは、当初の入札条件を変更しないことを前提として、設置許可期間終了日の翌日からさらに1年間の使用を許可するものとし、以降も同様とする。ただし、当該設置許可期間の延長措置は3年間を限度とする。
- ウ 設置許可期間の期間中であっても、公用又は公共用に供するため必要とするときは、当該使用の許可を取り消す場合がある。
- (2) 設置スペースの使用料
- ア 自販機設置者に決定した者は、物件ごとに決定した者が入札した価格（以下「設置スペース年額使用料」という。）を市長の定める日までに納入しなければならない。
- イ 平成29年度分の設置スペースの使用料については、設置スペース年額使用料を日割りで計算した金額（円未満切捨て）とする。
- (3) 設置する自動販売機の条件
- ア 販売品目はアルコール飲料を除くものとし、コーヒー・お茶・紅茶・ジュース・フローズン・乳飲料等から季節に応じて売れ筋となる販売品目を具体的に提案すること。
- イ 販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。（個別に販売価格の条件がある場合は、当該販売価格を上回る価格としないこと。）
- ウ 設置する自動販売機は、消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダー等）や、二酸化炭素を冷媒としたノンフロン対応機とするほか、閉館時間や閉館日はタイマー等の設置による自動点灯・消灯などの環境対応機能を備えた自動販売機とすること。
- (4) 自動販売機の設置に際しての条件
- ア 自動販売機の設置位置は、物件ごとに自動販売機設置位置図に示した場所とし、指定した外形寸法の上限を超えないものとする。
- イ 自動販売機の設置に際しては、据付面を十分に確認し、日本工業規格(JIS)の据付基準又は（一社）日本自動販売機工業会作成の自動販売機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を講じること。
- ウ 設置に当たっては、コンセントロー一つに対して、差込プラグを一つとすること。
- エ 電力使用量計測用子メーターを設置すること。
- オ 販売する飲料水等の容器に応じた使用済容器の回収ボックスを設置し、自販機設置者の責任で適切に回収すること。
- (5) 自動販売機の設置・撤去に要する費用等
- ア 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量計測用子メーターの設置費等を含む。）及び維持管理等に係る一切の費用並びに自動販売機の運転に必要な光熱水費は、自販機設置者の負担とする。
- イ 自動販売機の運転に必要な光熱水費は、市長の定める日までにその全額を納入しなければな

らない。

(6) 維持管理責任等

設置許可期間前及び期間中は、次のことを遵守すること。

- ア 設置許可期間中に法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その取消しを受けていないこと。（該当の場合のみ）
- イ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続を行うこと。
- ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は担保に供してはならないこと。
- エ 自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理は、自販機設置者が責任をもって行うこと。なお、自動販売機の設置管理、故障時の対応、商品の補充及び売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、自動販売機の管理関係等に関する届出書(様式8)を宮津市に提出すること。また、商品の賞味期限に注意するとともに在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- オ 自動販売機の故障や問い合わせ、苦情については、自販機設置者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- カ 盗難事故や破損事故等による損害は、宮津市の責によることが明らかな場合を除き、全て自販機設置者が負うこと。

(7) その他

- ア 販売品の納入、廃棄物の搬出等を行う時刻及び経路について、宮津市の指示に従うこと。
- イ 販売品目等自動販売機の運用上の事項については、必要に応じて宮津市と協議し、その指示に従うこと。
- ウ 自販機設置者は、設置許可期間満了により自動販売機を撤去する場合は、設置許可期間内に原状回復すること。
- エ 自販機設置者の自己都合により、自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去しようとする日の1か月前までに宮津市に書面により通知すること。なお、この場合は既に納めた使用料は還付しない。
- オ エにより自動販売機を撤去する場合又は「4 使用許可の取消し」のいずれかに該当し設置の許可が取り消された場合、自販機設置者は速やかに原状回復すること。
- カ 原状回復に係る一切の補償を宮津市に請求することはできないものとする。
- キ その他物件ごとに宮津市が定める事項に従うこと。

4 使用許可の取消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、既に納めた使用料は還付しない。

- ア 許可場所を公用又は公共用に供する必要が生じた場合
- イ 宮津市の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合
- ウ 使用許可の条件に違反する行為があると認められる場合
- エ 自販機設置者が入札参加資格を失った場合
- オ 自販機設置者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

(2) 前号のウからオまでのいずれかに該当する場合は、当該取消しの日から3年間宮津市が実施する自販機設置者を選定する入札に参加できないものとする。

5 入札申込

(1) 入札申込

入札に参加しようとする者は、入札申込書(様式1)に次に掲げる書類を添えて宮津市に提出しなければならない。

- ア 申込物件チェックリスト(様式2)
- イ 誓約書(様式3)
- ウ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
※ 入札申込日前3か月以内に発行されたものに限る。(コピー可)
- エ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は許認可等の免許証の写し
- オ 販売品目等一覧表(様式4)
- カ 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書))

※ 提出日前3か月以内に発行されたものに限る。(コピー可)

キ 自動販売機の管理関係等に関する届出書(様式8)

ク 地方税納税証明書(滞納がないことの証明書)

※ 提出日前3か月以内に発行されたものに限る。(コピー可)

(2) 入札申込期間等

ア 入札申込書の受付期間：平成29年10月16日(月)～平成29年10月25日(水) 必着

イ 入札申込書の受付場所及び送付先：〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1

宮津市総務部財政課管財契約係(本館3階)

※ 持参される場合の受付時間は、平日午前9時から午後5時までとする。

※ 郵送での申込みは、簡易書留(又は書留)とし、普通郵便で送付された場合で受付期間内に到着しなかった場合は受け付けない。

※ 申込に必要な書類が受付期間内に到着しない場合や書類の不備があった場合は受け付けない。

※ 電話、ファックス又はインターネットによる申込みは受け付けない。

6 入札日時、場所及び持参するもの

(1) 入札日時 平成29年10月27日(金) 午前11時

(2) 入札場所 宮津市役所第2会議室(本館南棟1階)

(3) 持参するもの

ア 入札書

イ 印鑑

個人の場合は認印。法人の場合は代表者印。なお、代理人が入札をする場合は、委任状の「代理人使用印」の欄に押印の印鑑とすること。

ウ 委任状(代理人が入札する場合のみ)

委任状に所定の事項を記入し、入札申込者本人の登録印鑑を押印すること。なお、入札申込者本人の印鑑登録証明書(本入札日前3か月以内に発行されたもの)を添付すること。

エ 筆記用具(黒の万年筆又はボールペン)

7 入札方法

(1) 入札は、入札参加資格が確認できた者(以下「入札者」という。)のみによって行う。

(2) 入札会場に入室できる者は、2名までとする。

(3) 入札書は、宮津市の入札書(様式6)を使用すること。

(4) 入札書には、入札者の住所、氏名(代理人が入札する場合は入札者及び代理人の住所及び氏名)を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑(委任状の「代理人使用印」の欄に押印したもの)を必ず押印すること。

(5) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」記号を記入すること。

(6) 入札者が代理人をもって入札しようとするときは、委任状を提出しなければならない。

(7) 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(8) 入札前に入札書の記載に誤りを発見し、訂正しようとするときは、入札用紙の再交付を受けること。

(9) 入札書は、定形封筒に封入して封印し、係員の指示により入札箱に投函すること。

8 開札

開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとに行う。

9 落札者の決定

(1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が宮津市の定めた最低年額使用料以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 前号に該当する者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができない。

(3) 落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を入札者に知らせるものとする。

(4) 落札者は、宮津市からの落札決定書をもって自販機設置者となる。

10 入札の変更等

- (1) 入札者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、又は中止することがある。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。
- (3) 入札書の無効
次のいずれかに該当する場合の入札書は無効とする。
 - ア 最低年額使用料を下回るもの
 - イ 入札参加資格がない者が入札したもの
 - ウ 指定の期間内に提出しなかったもの
 - エ 入札価格、日付、住所、氏名及び押印（印鑑証明印）のないもの又はこれらが分明でないもの
 - オ 申込物件チェックリストにチェックのなかった物件に入札したもの（その入札のみ無効）
 - カ 入札書の訂正をしたもの
 - キ 入札に関し不正な行為を行った者が入札したもの
 - ク その他入札に関する条件に違反したもの

11 自販機設置者の提出書類

自販機設置者に決定した者は、宮津市が指定する期日までに次の書類を提出すること。

- (1) 設置場所の図面
- (2) 設置する自動販売機のカatalog（仕様、寸法及び消費電力等がわかるもの）
- (3) 役員調書（法人の場合のみ）（様式5）
- (4) 自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式8）
※入札参加申込書に添付した「自動販売機の管理関係等に関する届出書」の内容と異なる場合
- (5) 行政財産一時使用許可申請書（様式9）

12 自販機設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、自販機設置者としての決定を取り消し、当該取消しの日から3年間宮津市が実施する自販機設置者を選定する入札に参加できないものとする。

- (1) 正当な事由なくして、宮津市が指定する期日までに使用許可の手續に応じなかった場合
- (2) 自販機設置者が入札参加資格を失った場合
- (3) 自販機設置者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合

13 その他

使用許可の手續及び履行に関する一切の費用は、自販機設置者の負担とする。

14 入札に関する問い合わせ

宮津市総務部財政課管財契約係（本館3階）

電話：0772-45-1611（直通）

FAX：0772-25-1691

※ 入札物件に関する問い合わせは、「入札物件一覧表」の各担当部署とする。

* * *

宮津市公告第49号

世屋高原家族旅行村の管理運営について、指定管理者を次のとおり募集します。

平成29年10月11日

宮津市長 井上正嗣

1 施設の概要

- (1) 所在地 宮津市字松尾96番地
- (2) 規模等

開設 昭和60年4月

敷地面積 約91ha

2 指定の期間（予定）

平成30年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで

3 指定管理者が行う業務

- (1) 世屋高原家族旅行村（以下「家族旅行村」という。）の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 家族旅行村の使用の許可に関する業務
- (3) 家族旅行村の利用の促進に関する業務
- (4) 家族旅行村の設置目的に適合する自主事業の企画及び実施に関する業務
- (5) その他家族旅行村の設置の目的を達成するために必要な業務

4 指定管理者の応募資格

募集要項に記載した資格要件を満たすこと。

5 応募の方法

(1) 応募書類

指定申請書、事業計画書その他募集要項で指定する書類

(2) 募集期間

平成29年10月11日（水）から平成29年11月6日（月）まで

(3) 提出方法・部数等

募集要項において定めるところによります。

(4) 現地説明会

必要に応じて開催します。

6 選定及び指定の方法

提出された応募書類をもとに指定管理者選定委員会による審査に基づき、指定管理者の候補者を市長が選定し、市議会の議決を受けて指定します。

7 その他

(1) この募集に関する詳細は、募集要項において定めるところによります。

(2) 問い合わせ先

宮津市企画部観光定住課観光振興係（別館3階）

電話番号 0772-45-1625（ダイヤルイン）

————— * * * —————

宮津市公告第50号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成29年10月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

(以下掲示済)

————— * * * —————

宮津市公告第51号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成29年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成29年10月19日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成29年10月19日

至 平成29年11月2日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館3階）

————— * * * —————

宮津市公告第52号

宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）第6条第1項の規定により、平成28年度における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表します。

平成29年10月19日

宮津市長 井上正嗣

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部局別職員の採用状況（平成28年度）

部局	採用者数
市長の事務部局	6人
公営企業	1人
教育委員会の事務部局	1人
合計	8人

(2) 部局別職員の退職状況（平成28年度）

部局	退職者数
市長の事務部局	5人
議会の事務部局	1人
教育委員会の事務部局	1人
合計	7人

(3) 部局別職員数の状況

部局	区分	平成28年4月1日			(参考)
		職員数	男	女	平成27年4月1日
市長の事務部局		177人	114人	63人	181人
議会の事務部局		4人	2人	2人	4人
選挙管理委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
監査委員の事務部局		1人	1人	0人	1人
教育委員会の事務部局		39人	18人	21人	38人
農業委員会の事務部局		2人	2人	0人	2人
公平委員会の事務部局		0人	0人	0人	0人
公営企業		11人	10人	1人	12人
合計		234人	147人	87人	238人

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法に基づき、平成28年度より、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するため、能力評価及び業績評価からなる人事評価制度を実施しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成28年度普通会計決算）

歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A)	(参考) 27年度の人件費
12,002,971千円	2,058,770千円	17.1%	2,055,643千円 (18.2%)

※ 平成28年度普通会計（一般会計と休日応急診療所事業特別会計）決算に占める人件費の割合です。人件費には、一般職のほか、市長などの給与、議会議員、消防団員などの特別職に支給される報酬が含まれています。

(2) 職員の平均給料月額と平均年齢の状況（平成28年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職		特別措置
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	
宮津市	323,517円	42.2歳	340,623円	54.2歳	行政職6級5.0% 行政職5級3.0% 削減措置後
(参考)国	331,816円	43.6歳	287,447円	50.4歳	

※ 一般行政職とは、税務職、看護・保健職など専門職を除く職種です。なお、給料月額は税金や保険料等控除前の金額です。

(3) 職員（一般行政職）の初任給等の状況（平成28年度）

区分	宮津市		(参考) 国	
	初任給	採用経過2年経過日の給料月額	初任給	採用経過2年経過日の給料月額
大学卒	176,700円	188,600円	176,700円	188,600円
高校卒	144,600円	153,000円	144,600円	153,000円

(4) 職員（一般行政職）の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
大学卒	269,350円	353,600円	385,625円
高校卒	227,800円	304,000円	378,550円

(5) 職員（一般行政職）の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主任 主査	係長 主任専門員 主任	課長	部長	
職員数	20人	19人	53人	44人	25人	9人	170人
構成比	11.7%	11.2%	31.2%	25.9%	14.7%	5.3%	100.0%

(6) 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区分		月額等	特別措置		
給料	市長	675,000円	25%削減措置後		
	副市長	584,000円	20%削減措置後		
報酬	議長	430,000円			
	副議長	370,000円			
	議員	350,000円			
期末手当			6月期	12月期	年間計
	市長・副市長		1.50月分	1.65月分	3.15月分
	議長・副議長・議員		1.50月分	1.65月分	3.15月分

(7) 主な職員手当の状況（平成28年4月1日現在）

区分	宮津市			(参考) 国		
	支給対象	支給額等			期末手当	勤勉手当
期末・勤勉手当	基準日（6月1日・12月1日）の在職職員	支給期	期末手当	勤勉手当	同制度	
		6月期	1.225月分	0.80月分		
		12月期	1.375月分	0.80月分		
		年間計	2.60月分	1.60月分		
※退職手当	退職職員	(加算措置) 職制上の段階、職務の級等による加算制度有			同制度	
		勤続区分	自己都合	早期・定年		
		勤続20年	20.445月分	25.55625月分		
		勤続25年	29.145月分	34.5825月分		
		勤続35年	41.325月分	49.59月分		
		最高限度額	49.59月分	49.59月分		
扶養手当	扶養親族を有する職員	(加算措置) 定年前早期退職特例措置2%~45%加算			同制度	
		扶養親族区分	月額			
		配偶者	13,000円			
		その他	6,500円~11,000円			
(加算措置) 16歳~22歳の扶養親族加算 5,000円						

住居手当	借家等に居住し家賃を支払っている職員	住居区分		月 額	同制度
		借家等（最高支給限度額）		27,000円	
通勤手当	通勤距離（片道）2 km以上の職員	通勤方法	月 額		(2km) 2,000円～ (60km) 24,500円
		交通用具（自動車等）	(2km) 2,000円～ (60km) 29,400円 駐車場加算 月額3,000円まで		
		交通機関（鉄道等）	定期券（又は回数券）相当額 （月額上限）55,000円		同制度
管理職手当	課長級以上の管理職員	部長級	給料月額×14%		本府省 課長等 など 130,300円
		課長級	給料月額×10%		
時間外・休日勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員	勤務日の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価×1.25 （深夜勤務は1.5）		同制度
		週休日等（土・日・祝日等）の時間外勤務 1時間につき	当該職員の時間単価×1.35 （深夜勤務は1.6）		
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務等で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給（全5種類）				全27種類
	代表的なもの	社会福祉業務	1回2,000円 （死亡人収容業務）		
		感染症防疫作業	1日1,000円		
その他の手当	単身赴任手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当				同制度

※平成17年4月1日から京都市町村職員退職手当組合に加入しています。平成17年4月1日以降の退職者については、同組合から退職手当が支給されます。（支給率は、同組合の条例による支給率です。）

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（本庁など標準的なもの）

1週間の勤務時間 （月曜日～金曜日）	始業時間	終業時間	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時～午後1時

(2) 職員の年次有給休暇

制度概要	(参考) 平成28年の平均取得日数
1年につき20日付与(ただし、20日を限度に翌年へ繰り越し可)	8.9日

(3) その他の休暇・休業制度

休暇の種類	内 容		休暇日数
病気休暇	原 因	公務上又は通勤による負傷・疾病	療養に必要と認める期間
		結核性疾患	180日以内
		その他の負傷・疾病	90日以内
特別休暇	代表的なもの	産前・産後休暇（職員の出産時）	産前8週間・産後8週間
		結婚休暇（職員の結婚時）	7日以内
		忌引（職員の親族死亡時）	続柄に応じ1日～10日以内
		夏季休暇（夏期の諸行事等）	3日以内（7月～9月）
		子の看護等、学校行事への参加のための休暇	（1年につき） 子が1人：7日、子が2人：10日、 子が3人以上：子の数-2日+10日
その他16種類			

介護休暇	職員の配偶者、父母等が、負傷、疾病等のため介護を要する場合	6月以内
育児休業	職員の子（3歳未満）の養育	職員の子が3歳に達する日まで

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業・部分休業・育児短時間の取得状況（平成28年度）

育児休業取得者数		部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数
	うち新規取得者		
4人	3人	0人	0人

(2) 自己啓発等休業の取得状況（平成28年度）

大学等過程の履修	国際貢献活動
1人	1人

6 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数及び懲戒処分者数（平成28年度）

分限処分者数					懲戒処分者数				
免職	休職	降任	降給	小計	免職	停職	減給	戒告	小計
0人	5人	0人	0人	5人	0人	0人	0人	0人	0人

※「分限処分」とは、職員が長期療養その他の事由によりその職務を十分果たすことができない場合の処分であり、「懲戒処分」とは、職員に職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その職員の責任を確認し、職場の秩序と規律の維持・回復を図るために行う処分です。

7 職員の服務の状況

(1) 職員の兼職等許可の状況（平成28年度）

区 分	許可件数	許可内容等
会社の役員等の地位を兼ねる場合	0件	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件	
報酬を得て他の事業若しくは事務に従事する場合	144件	選挙事務従事他
合 計	144件	

8 職員の退職管理の状況

(1) 職員の再就職の状況（平成28年度）

退職年度	再就職先		
	民間企業	公益財団法人	その他
平成27年度	0件	0件	1件

※管理又は監督の地位にあった職員が退職し、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合は、再就職状況を届け出ることが義務付けられ、当該届け出内容を公表するものです。

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の実施状況（平成28年度）

研修区分	延受研修者数	研修内容等
集合研修 (研修講師による開催研修)	352人	新規採用職員研修・人権問題研修他
委託研修 (研修機関等での研修)	81人	京都府市町村振興協会(税務研修他)・府北部7市合同研修他
合 計	433人	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の公務災害等の申請・認定件数（平成28年度）

区 分	申請件数	認定件数
公務災害	4件	4件
通勤災害	0件	0件

(2) 職員の福利厚生の実施状況（平成28年度）

区 分	実施団体	主な事業内容
厚生制度 （地方公務員法第42条）	宮 津 市 職 員 互 助 会	弔慰金等給付事業・家族慰安事業・体育大会開催事業 他
共済制度 （地方公務員法第43条）	京都府市町村 職 員 共 済 組 合	医療給付事業・年金給付事業・福祉事業（保健事業・ 宿泊事業・貯金事業他）

(3) 宮津市職員互助会への補助金の交付状況（平成28年度）

区 分	内 容
会員数（平成28年4月1日現在）	340人（うち宮津市職員234人）
宮津市職員互助会一般会計歳入額	30,991,148円
うち宮津市補助金 （補助率）	4,556,025円 （給料月額0.5%（職員負担分と同率））
宮津市職員互助会一般会計歳出額	17,844,049円
事務費	1,886,758円
福利厚生費	754,288円
事業費	9,714,996円
給付費	5,488,007円

11 公平委員会に係る業務の状況

(1) 公平委員会の主な業務内容

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査・判定し、必要な措置を行うこと。
- ② 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。

(2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況（平成28年度）

区 分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0件
不利益処分に関する不服申立て	0件

* * *

宮津市公告第53号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成29年10月27日

宮津市長 井 上 正 嗣

(以下掲示済)

教育委員会

《規 則》

宮津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月24日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第3号

宮津市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

宮津市教育委員会公告式規則（昭和31年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「宮津市教育委員会前」を「市役所及び地区公民館前」に改める。

附 則

この規則は、平成29年11月27日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月24日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第 4 号

宮津市教育委員会基本規則の一部を改正する規則

宮津市教育委員会基本規則（昭和31年教委規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第20条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第23条の 2 を削り、第23条の 3 を第23条の 2 とし、第23条の 4 を第23条の 3 とする。

附 則

この規則は、平成29年11月27日から施行する。

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第14号

宮津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱を次のように定める。

平成29年10月19日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

宮津市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、宮津市立図書館（以下「図書館」という。）において市民の利用に供するために配架する雑誌に関し、民間事業者等からその提供を受ける雑誌スポンサー制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）雑誌スポンサー制度 図書館が利用に供しようとする雑誌を雑誌スポンサーから提供を受け、当該雑誌を市民の利用に供するに当たり、その保護及び保管のために必要な用具及び当該雑誌を配架する書架（以下「保護用具等」という。）に当該雑誌スポンサーに関する広告物その他当該雑誌の提供に関する情報を提供する制度をいう。
- （2）雑誌スポンサー 図書館における資料の充実の後援を目的として雑誌スポンサー制度により雑誌の購入費用を負担する民間事業者等をいう。

（雑誌スポンサーの要件）

第 3 条 雑誌スポンサーとなることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、図書館におおむね 1 年以上にわたり雑誌を継続して提供することができるものとする。

- （1）企業又は個人の事業者
- （2）公共的団体、特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人又はこれらに類する者
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、教育長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、雑誌スポンサーとなることができない。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第 2 条第 2 項に規定する風俗営業者
- （2）貸金業法（昭和58年法律第32号）第 2 条第 2 項に規定する貸金業者
- （3）その者の行う活動の主たる目的が次のいずれかに該当すると認められる者
ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた者

(5) 法令、条例、規則等（以下「法令等の規定」という。）に違反したことにより刑事処分、行政処分その他の措置を受けている者

(6) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を滞納している者

(7) 前各号に掲げる者のほか、雑誌スポンサーとして適当でないと教育長が認めた者

（雑誌の選定）

第4条 雑誌スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストから対象雑誌を選定する。ただし、雑誌リストに含まれない雑誌を選定しようとするときは、図書館と協議するものとする。

2 前項に規定する対象雑誌の選定に当たり、同一雑誌に複数の申込みがある場合は、申込みの早い者を優先するものとする。

（雑誌の提供と所有権等）

第5条 雑誌スポンサーは、図書館が作成した前条の規定により選定した雑誌を指定された方法により、図書館に提供するものとする。ただし、増刊号は対象としない。

2 雑誌スポンサーから提供を受けた雑誌は、図書館が所有権を有し、雑誌スポンサー制度によらずに所蔵する他の雑誌と同様に扱うものとする。

3 雑誌スポンサーは、年度途中で提供雑誌の変更はできない。ただし、休刊、廃刊等の事由により、引き続き当該雑誌の提供が困難であるときは、図書館と協議の上、別の雑誌に振り替えることができる。

4 提供雑誌の配架場所及び広告掲載場所は、図書館が決定する。

（費用の負担及び支払方法）

第6条 雑誌スポンサーは、提供雑誌の購入に係る経費の全額を負担する。

2 雑誌スポンサーは、負担すべき経費を教育長が指定する雑誌納入業者に、指定期日までに直接支払うものとする。この場合において、当該経費の支払は、毎年度一括前払とする。

3 当該雑誌の年間購入費の予定額に変更があった場合には、その差額を雑誌スポンサーと雑誌納入業者との間で直接、精算するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、振込手数料、広告に係る経費等関連する経費（図書館が作成するものを除く。）は、雑誌スポンサーの負担とする。

（広告の内容）

第7条 広告の内容は、次の各号のいずれにも該当してはならない。

(1) 宮津市印刷物等有料広告掲載要綱（平成17年告示第25号）第3条に該当するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 教育長が適当でないと認めるもの

（広告の規格及び作成）

第8条 保護用具等への広告は、別に定める宮津市立図書館雑誌スポンサー制度運用基準に定める規格に基づき作成するものとする。

（雑誌スポンサーの申込み等）

第9条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者は、宮津市立図書館雑誌スポンサー申込書に、掲載広告案及び会社概要等業務内容がわかるものを添付して、教育長に提出するものとする。

2 教育長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宮津市立図書館雑誌スポンサー決定通知書により通知するものとする。

3 前項の規定による決定通知を受けた雑誌スポンサーは、速やかに雑誌納入業者に雑誌に係る経費を支払うものとする。

(広告の掲載期間)

第10条 広告の掲載期間は、年度単位とし、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中からの申込みは、図書館が掲載を決定した月の翌月に発刊される号から当該年度における最終発刊号までとする。

2 雑誌スポンサーからの年度途中での取下げは、宮津市立図書館雑誌スポンサー広告取下届により届け出るものとする。ただし、支払済みの雑誌経費等については、これを返還しない。

3 広告の掲載期間満了の2か月前までに、図書館又は雑誌スポンサーのいずれかの解約の意思表示がない場合は1年単位でその期間を自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

4 雑誌スポンサーは、前項に規定する更新を行わないときは、宮津市立図書館雑誌スポンサー解約届により届け出るものとする。

(広告内容の修正変更)

第11条 広告の掲載期間途中において、やむを得ず広告の内容を変更しようとするときは、宮津市立図書館雑誌スポンサー広告変更申込書に、新たな掲載広告案を添付して、教育長に提出しなければならない。

(雑誌スポンサーへの協議要求)

第12条 掲載後の事情変更等により、広告の内容が第7条の規定に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、雑誌スポンサーに対し、広告の内容の変更について協議を求めることができる。

(広告の責務)

第13条 雑誌スポンサーは、掲示した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(雑誌スポンサーの取消し)

第14条 次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。この場合において支払済みの雑誌経費等については、これを返還しない。

(1) 第12条の規定による求めに応じないとき。

(2) 雑誌スポンサーが倒産、解散等により消滅したとき。

(3) その他雑誌スポンサーとして適当でないとして教育長が判断したとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、宮津市立図書館雑誌スポンサー申込書等の様式その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会告示第15号

平成29年第14回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成29年10月20日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

1 日 時 平成29年10月23日(月) 午前9時

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第16号

平成29年第14回宮津市教育委員会定例会を以下のとおり時間を変更して招集する。

平成29年10月23日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 平成29年10月23日（月）午後6時
2 場 所 宮津市役所 第6会議室

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第14号

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成29年10月5日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

- 1 日 時 平成29年10月10日 午後6時
2 場 所 宮津市役所 応接室

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第15号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成29年10月9日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

3 2 2 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第16号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成29年10月9日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

5, 3 5 8 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第17号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成29年10月9日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2, 6 7 9 人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第18号

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、

次のように定める。

平成29年10月 9 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

(以下省略)

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第19号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成29年10月10日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投票区名	建 物 の 名 称	所 在 地
第 1 投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の 1
第 2 投票区	桜山会館	〃 万町476番地
第 3 投票区	松ヶ岡会館	〃 蛭子1070番地
第 4 投票区	漁師町会館	〃 漁師1547・1548合番地
第 5 投票区	城南公民館	〃 京口126番地
第 6 投票区	城東会館	〃 吉原2573番地
第 7 投票区	たんぼぼ保育園	〃 惣906番地
第 8 投票区	上宮津地区公民館	〃 小田231番地
第 9 投票区	中村公民館	〃 中村190番地の 1
第10投票区	栗田幼稚園	〃 上司261番地の 4
第11投票区	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の 3
第12投票区	矢原公民館	〃 矢原69番地
第13投票区	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
第14投票区	文珠公会堂	〃 文珠497番地の 1
第15投票区	江尻公会堂	〃 江尻432番地の 2
第16投票区	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の 1
第17投票区	浜公民館	〃 日置590番地
第18投票区	上公民館	〃 日置2583番地の 7
第19投票区	下世屋公民館	〃 下世屋 (山口神社前)
第20投票区	世屋高原休憩所	〃 上世屋831番地
第21投票区	畑婆爺ニアセンター	〃 畑277番地
第22投票区	宮津市デイサービスセンターせんごく	〃 岩ヶ鼻38番地
第23投票区	田原公民館	〃 田原76番地の 1
第24投票区	里波見公民館	〃 里波見623番地
第25投票区	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地
第26投票区	由良地区公民館 (由良の里センター)	〃 由良1289番地の 1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第40条第 1 項ただし書の規定により、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

平成29年10月10日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投 票 所	投票所を開いている時間
第19投票所	午前 7 時から午後 7 時まで

第20投票所	午前7時から午後7時まで
第21投票所	午前7時から午後6時まで
第23投票所	午前7時から午後7時まで
第25投票所	午前7時から午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第21号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成29年10月10日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1投票区		松島 義孝		岩佐 信子
〃 2 〃		林崎 芳紀		大島 恵美
〃 3 〃		中村 明昌		塩田 孝史
〃 4 〃		廣瀬 政夫		森山 領介
〃 5 〃		松井 正之		河合 隆太
〃 6 〃		高村 一彦		小谷 全弘
〃 7 〃		小牧 美忠		橋本 一郎
〃 8 〃		田中 修二		河原 浩志
〃 9 〃		公庄 哲		谷口 博美
〃 10 〃		永濱 敏之		長澤 嘉之
〃 11 〃		河原 哲也		田野 博司
〃 12 〃		三宅 秀明		橋本 和実
〃 13 〃	<省 略>	安東 直紀	<省 略>	小谷 陽介
〃 14 〃		河嶋 学		河原 亜紀子
〃 15 〃		宮崎 茂樹		佐々木 義照
〃 16 〃		笠井 裕代		千阪 季成
〃 17 〃		藤村 光代		稲葉 修一
〃 18 〃		大上 仁志		吉田 典彦
〃 19 〃		大銅 浩助		黒田 浩
〃 20 〃		居村 真		佐賀 弘
〃 21 〃		松崎 正樹		藤原 健二
〃 22 〃		前田 繁		藤原 節夫
〃 23 〃		藤田 憲一		中村 善之
〃 24 〃		木本 藤夫		谷口 宏幸
〃 25 〃		早川 善朗		黄前 佳之
〃 26 〃		矢野 善記		角野 整

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第22号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

平成29年10月10日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

- 1 開票場所
開票所名 宮津会館 宮津市字鶴賀2164番地
- 2 開票日時
平成29年10月22日 午後9時

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第23号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成29年10月10日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

開票管理者

住 所 <省 略>

氏 名 堀 口 善 一

開票管理者職務代理者

住 所 <省 略>

氏 名 白 石 肇 子

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第24号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるととき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成29年10月10日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

1 日 時 平成29年10月19日 午後6時

2 場 所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第25号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を、次のように定める。

平成29年10月10日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票所名	建 物 の 名 称	所 在 地
期日前投票所	宮 津 市 役 所	宮津市字柳縄手345番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第26号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を、次のとおり指定した。

平成29年10月10日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

施 設 名	所 在 地
宮 津 市 役 所	宮津市字柳縄手345番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第27号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

平成29年10月10日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

期日前投票所投票管理者		
住 所	氏 名	職務を行うべき日
<省 略>	堀 口 善 一	平成29年10月11日 平成29年10月14日 平成29年10月21日
	白 石 肇 子	平成29年10月17日 平成29年10月20日
	前 田 良 二	平成29年10月12日 平成29年10月15日 平成29年10月18日
	後 藤 信 子	平成29年10月13日 平成29年10月16日 平成29年10月19日

期日前投票所投票管理者職務代理者		
住 所	氏 名	職務を行うべき日
<省 略>	安 田 宣 孝	平成29年10月11日から 平成29年10月21日までの日

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第28号

平成29年9月1日現在で調製した京都海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を、漁業法(昭和24年法律第267号)第89条第5項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月13日

宮津市選挙管理委員会

委員長 堀 口 善 一

- 縦覧の期間 平成29年10月20日から11月3日まで
- 縦覧の場所 宮津市字柳縄手345番地の1
(宮津市役所内)
宮津市選挙管理委員会事務局

農 業 委 員 会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第14号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成29年11月1日

宮津市農業委員会

会長 藤 井 忠

- 日 時 平成29年11月8日(水) 午前9時30分
- 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 議 題
 - 議案第28号 農地法第3条の許可申請に係る許可について
 - 議案第29号 非農地証明について
 - 議案第30号 農用地利用集積計画について
 - 議案第31号 宮津市の農業施策に関する意見書について